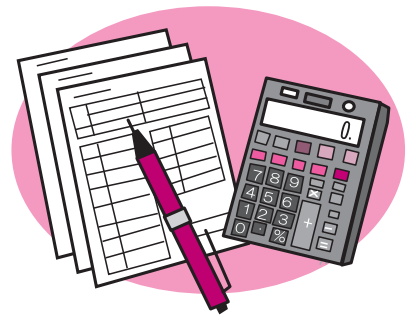


早めの準備で正しい申告を



市・県民税は2月1日(水)、所得税は2月16日(木)から申告を受け付けます。会場により受付日時が異なりますので、日程を確認してください。早めの準備で正しい申告をしましょう。

受付時間を確認して各会場で

今年も市役所と市内各地区の会場では、市・県民税の申告と所得税の確定申告、成田税務署特設会場(イオンモール成田2階イオンホール)では、所得税の確定申告の受け付けを行います。それぞれの受付日時を確認して申告してください(市・県民税申告の受け付けは、税務署特設会場ではできません)。

毎年、下総・大栄支所の会場は大変混雑します。申告はどの会場でもできますので、支所以外での申告にご協力ください。

早めに準備をして、なるべく2月中に申告を済ませましょう。

市・県民税の申告

2月1日(水)～3月15日(木)

平成24年1月1日現在市内に住んでいた人で、平成23年中に次に当てはまる人は、市・県民税の申告をする必要があります。

ただし、平成23年分の所得税の確定申告をした人や、勤務先から給与支払報告書(年末調整済み)が提出される人は、市・県民税の申告をする必要はありません。
○事業所得などがあった人

・営業・農業(収支内訳書を作成し、持ってきてください)・そのほかの事業での所得や、不動産・配当などの所得があった人(所得が少ない場合や赤字の場合でも申告が必要です)

○給与所得者で次のいずれかに当てはまる人

・勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人

・給与所得以外に所得があった人

・平成23年中に退職し、今年の1月1日現在就職していない人

○公的年金などの受給者で次のいずれかに当てはまる人

・公的年金などの所得以外に所得があった人

・扶養控除や社会保険料控除などの所得控除を受けようとする人

○前年中に所得がなかった人

平成23年中に所得がなかった人も、国民健康保険税の算定資料や非課税証明書交付の資料になるので、市・県民税の申告書を提出してください。ただし、平成24年1月1日現在市内に住んでいる人の扶養親族になっている配偶者や子などは、申告の必要はありません。

○そのほか

市内に住んでいないが、平成24年1月1日現在事務所・事業所・家屋敷が市内にある人

申告を忘れると

今回の申告は、平成24年度分の市・県民税を算出する基礎となります。

申告をしないと、保育園に入園するとき、融資を受けるとき、公営住宅に入居するときなどに必要な証明書類の発行ができません。必ず申告をしてください。

※市・県民税についてくわしくは市民税課(☎20-11513)へ。

申告会場と受付日時

会場	受付日時
市・県民税(営業・不動産・農業所得を除く)の申告	
市民税課(市役所2階)	2月1日(水)～15日(水)(土・日曜日、祝日を除く) 午前9時～午後5時
市・県民税と所得税の申告	
市役所6階中会議室	2月16日(木)～3月15日(木)(土・日曜日を除く。ただし、2月19日(日)・26日(日)は受け付けます) 午前9時～午後5時
下総支所2階会議室	2月17日(金)・19日(日)・20日(月)、3月5日(月) 午前9時～午後5時
大栄支所2階会議室	2月24日(金)・26日(日)・27日(月)、3月6日(火) 午前9時～午後5時
公津公民館	2月22日(水) 午前9時～午後3時
八生公民館	2月23日(木) 午前9時～午後3時
豊住公民館	2月29日(水) 午前9時～正午
中郷公民館	3月1日(木) 午前9時～正午
久住公民館	3月2日(金) 午前9時～正午
保健福祉館	3月8日(木) 午前9時～午後3時
三里塚コミュニティセンター	3月9日(金) 午前9時～午後3時

・混雑の状況によっては、時間内であっても受け付けを終了することがあります
・申告書に、あらかじめ住所・氏名の記入、押印をお願いします



所得税の確定申告

2月16日(木)～3月15日(木)

所得税の確定申告は、2月16日(木)～3月15日(木)に成田税務署特設会場(イオンモール成田2階イオンホール 午前9時～午後5時(午前10時までは立体駐車場3階の連絡通路から入る2階C入口が専用口。混雑時は受け付けを早めに締

め切ることがあります)と市役所・各会場(4ページ表)で受け付けます。

○青色申告をする人
○雑損控除を受ける人
○寄附金控除を受ける人
○住宅借入金等特別控除を初めて受ける人
○準確定申告(納税者が出国・死亡した場合の申告)をする人
成田税務署特設会場では、2月

19日(日)・26日(日)に、確定申告書作成のアドバイスと申告書の受け付けを行います。

所得金額が20万円以下である場合、所得税の確定申告をする必要がなくなります。この要件に当てはまる人は、市・県民税の申告をしなくても大丈夫です。

ただし、次に当てはまる人は成田税務署特設会場でも申告してください。

○分離課税となる譲渡所得・配当所得などがある人
○山林所得・退職所得がある人
○営業や農業などの事業収入・不

還付申告書は、2月16日(木)以前でも成田税務署特設会場でも受け付けていますので、なるべく2月中旬に申告を済ませてください。

※所得税の確定申告について詳しくは成田税務署(☎28-5151)または国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。

○分譲課税となる譲渡所得・配当所得などがある人
○山林所得・退職所得がある人
○営業や農業などの事業収入・不

成田税務署特設会場では、2月

公的年金などの収入金額の合計が400万円以下で、それ以外の

51)または国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)

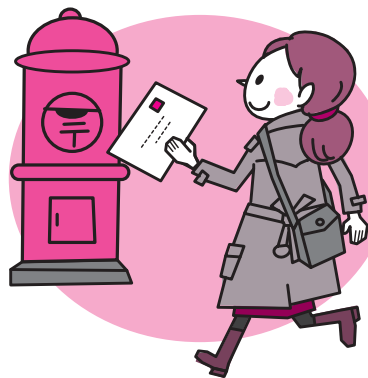
市・県民税申告、所得税申告のときに必要なもの

- 全ての人…印鑑(ゴム製のものを除く)
- 給与所得者と年金所得者…源泉徴収票の原本(コピーは不可)
- 事業を営んでいる人…収入や支出が分かるもの、前年の収支内訳書(控用)
- 医療費控除を受ける人…医療費の領収書、保険金などで補てんされる金額の分かるもの
- 社会保険料控除・寄附金控除を受ける人…支払金額の確認ができるもの
- 生命保険料控除・地震保険料控除を受ける人…支払証明書
- 障害者控除を受ける人…障害者手帳など
- 所得税の還付を受ける人…申告者本人の預貯金口座への振り込みとなりますので、口座の種類や口座番号が分かるもの

郵送でも提出できます

郵送で申告書を提出する場合は、次の住所へ送付してください。

- 市・県民税申告書
〒286-8585
花崎町760 成田市役所市民税課
- 確定申告書
〒286-8501
加良部1-15 成田税務署



e-Taxでの申告にはこんなメリットが

e-Taxは、あらかじめ開始届を提出し、利用者識別番号などを取得(オンラインで取得できます)しておけば、インターネットで国税に関する申告や納税・申請・届け出などの手続きができるシステムです。

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で作成した申告書などのデータは、e-Taxを利用して自宅から税務署に送信することができます。

○最高4,000円の税額控除

平成23年分の所得税の確定申告を、本人の電子署名と電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高4,000円の控除を受けることができます(平成19～22年分の申告でこの控除を受けた人は、受けられません)。

○添付書類の提出を省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容(病院などの名称、支出金額など)を入力して送信することにより、提出・提示を省略することができます(確定申告期限から5年間、税務署から書類の提出・提示を求められることがあります)。

○還付がスピーディーに

e-Taxで申告された還付申告は、書面提出に比べて早期に処理されます(3週間程度に短縮)。

○e-Taxを利用する場合の準備など

電子証明書の取得(市民課(市役所1階)で、住民基本台帳カードの取得と併せて電子証明書を取得できます)とICカードリーダーの購入が必要です。

※e-Taxについて詳しくは国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)へ。